

# 川本町 簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 川本町

事 業 名 : 川本町 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 33 年 2 月 25 日	計画給水人口	3,350 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(財務・一部適用) 令和6年度	現在給水人口	2,591 人
		有収水量密度	0.200 千 $m^3$ /ha

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	9	管 路 延 長	導水管 4.37 送水管 6.14 配水管 92.68 千 $m$
	配水池設置数	16		
施 設 能 力	4,858 $m^3$ /日	施 設 利 用 率	24.34 %	

#### ③ 料金

料金体系の 概要・考え方	使用区別に基本水量および基本料金を設定し、基本水量を超過した場合は超過水量に対する超過料金を加算。			
	区 分	基 本		超過水量1 $m^3$ 当たり料金
		水 量	料 金	
	家事用	8 $m^3$	1,540円	220円
営業用	15 $m^3$	3,630円	231円	
官公署団体用	15 $m^3$	3,630円	231円	
臨時用	10 $m^3$	4,950円	495円	
(消費税相当額を含む)				
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 13 年 4 月 1 日			

#### ④ 組織

★地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 管理整備係</li> <li>— 国県事業係</li> <li>— 上下水道係(3名).....課長補佐1名、係長1名、主任主事1名</li> </ul>
※うち、1名は一般会計から人件費を支出。また、うち1名は国県事業係と兼務。	

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成9年度に、川本町上水道事業から川本簡易水道事業へ転換した。また、平成16年度の機構改革による組織統合でこれまで直営で実施していた工事及び施設維持管理業務等を民間委託とすることで職員数を削減し人件費の抑制を行ってきた。  
平成22年度に3簡易水道事業と4飲料水供給施設を統合し、川本町簡易水道事業となる。  
その後、令和6年度から地方公営企業法を一部適用(財務)している。  
その他、主に、以下のような経営健全化の取組を実施している。

組織・人材・定員及び給与に関する項目	技術や知識は現場での経験が必要と考え、工事年次計画や配管図はデータ化を実施
住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目	コンビニ収納、バーコード決済の導入を実施 開閉栓申し込み、支払方法の変更届等の川本町ホームページからの電子申し込み化を実施 滞納者に対しては、「川本町簡易水道事業水道料金滞納整理規程」に基づく適切な督促を実施 漏水による減免申請手続きや凍結防止対策の内容を町広報誌に掲載 その他、川本町ホームページに、指定工事業者への案内等をわかりやすく掲載
民間資金・ノウハウ等の活用に関する項目	メーター検針業務の委託 運転維持管理の包括委託
広域化に関する項目	県が主催する県水道広域化推進協議会に参加
防災・安全対策に関する項目	給水ポリ容器、給水タンク(ステンレス製1500L、可搬式給水タンク2基)を応急給水機材として保管 PFASの点検を行い、安全性を確認
その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目	工事、業務について電子入札を実施。 工事請負業者に対して、建設副産物の再利用を指導することにより、再資源化率100%を目指す 総務省通知「地方公営企業繰入金について」に基づく繰入金算出

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

① 経営比較分析表による現状分析

別紙のとおり

② 追加的な現状分析

川本町簡易水道事業は、令和6年度に法適用を実施したため、投資財政計画の作成段階において、法非適用の経営比較分析表しか公表されていなかった。しかし、複式簿記を適用した法適用後の現状分析の結果を踏まえて、投資財政計画の作成を実施するため、川本町簡易水道事業は令和6年度の決算値、類似団体は令和5年度の決算値を用いて、追加的に類似団体との比較を行った。

また、現状分析を実施するにあたり、より近い規模の団体との比較を実施するため、類似団体を、法適用かつ行政区域内人口が5,000人未満とした。経営指標については、川本町の状況を踏まえた指標を選定し、以下の10指標とした。

【指標の説明】

	指標の意味	指標	指標の方向性 *1	算出式
経営の効率性	経営の健全性	経常収支比率	▲	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
		料金回収率	▲	$\frac{\text{給水収益}}{\text{費用合計} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
	短期的な安全性	流動比率	▲	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	施設の効率性	施設利用率	▲	$\frac{\text{年間総配水量} \times 1,000}{\text{年間日数} \times \text{配水能力}} \times 100$
		有収率	▲	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
企業債負担	企業債残高対給水収益比率	▼	$\frac{\text{企業債現在高}}{\text{給水収益}} \times 100$	
老朽化の状況	施設の老朽化	有形固定資産減価償却率	▼	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$
		管路老朽化率	▼	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した導・送・配水管延長}}{\text{導・送・配水管延長}} \times 100$
追加した経営指標	繰入金の状況	一般会計繰入金対給水収益比率	▼	$\frac{\text{一般会計繰入金}}{\text{給水収益}} \times 100$
		基準外繰入割合	▼	$\frac{\text{一般会計繰入金(基準外)}}{\text{一般会計繰入金(実繰入額)}} \times 100$

\*1 「指標の方向性」は、▲は数値が高いほうが良好な指標を意味し、▼は低いほうが良好な指標を意味しています。

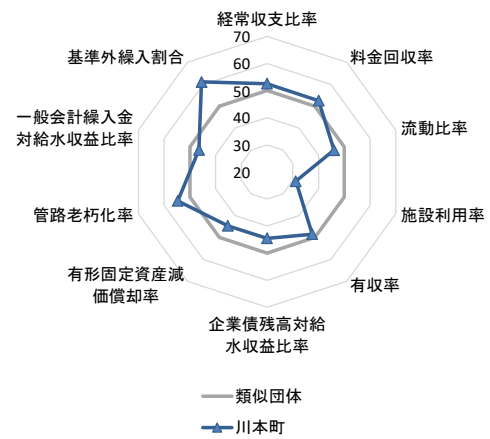
【分析結果】

	指標の意味	指標	指標の方向性	川本町	類似団体	川本町偏差値*2	類似団体偏差値
経営の効率性	経営の健全性	経常収支比率	▲	108.19%	104.59%	52.6	50
		料金回収率	▲	79.45%	73.65%	52.5	50
	短期的な安全性	流動比率	▲	34.07%	521.91%	46.0	50
		施設の効率性	施設利用率	▲	24.34%	60.41%	31.2
			有収率	▲	68.69%	70.83%	48.4
	企業債負担	企業債残高対給水収益比率	▼	1278.70%	897.52%	44.5	50
老朽化の状況	施設の老朽化	有形固定資産減価償却率	▼	49.80%	37.48%	44.6	50
		管路老朽化率	▼	12.87%	23.24%	54.7	50
追加した経営指標	繰入金の状況	一般会計繰入金対給水収益比率	▼	126.47%	95.24%	46.4	50
		基準外繰入割合	▼	9.47%	47.53%	61.1	50

\*2 偏差値は、類似団体を50としたときの川本町の値であり、数字が大きくなるほど良好な状態を示して。また色付きの偏差値は50を下回っている(類似団体よりも悪い)指標である。

指標の意味	指標	分析コメント
経営の健全性	経常収支比率、料金回収率	経常収支比率は100%を超えているが、料金回収率が100%を下回っており、繰入金に依存した経営になっている。供給単価が比較的高い影響で、料金回収率は類似団体よりも高いものの、経営改善をする必要がある。
短期的な安全性	流動比率	法適用初年度である影響で、現金預金が少なく、短期的な安全性に課題がある。
施設の効率性	施設利用率、有収率	施設規模が大きく、普及率も高いため、余分な施設能力を有していることから、将来はダウンサイジングや施設統廃合を視野に入れて検討する必要がある。また有収率が低く、老朽化に伴い管路が漏水している恐れがある。
企業債負担	企業債残高対給水収益比率	企業債残高が規模に比べ大きく、将来世代の負担が大きい。
施設の老朽化	有形固定資産減価償却率、管路老朽化率	法定耐用年数を超えている管路はまだ少なく、減価償却率も50%程度であり、著しく老朽化しているわけではない。
繰入金の状況	一般会計繰入金対給水収益比率、基準外繰入割合	類似団体よりも繰入金に依存しているが、基準外繰入は少なく、受益者負担に則った良好な状態。

【簡易水道事業】



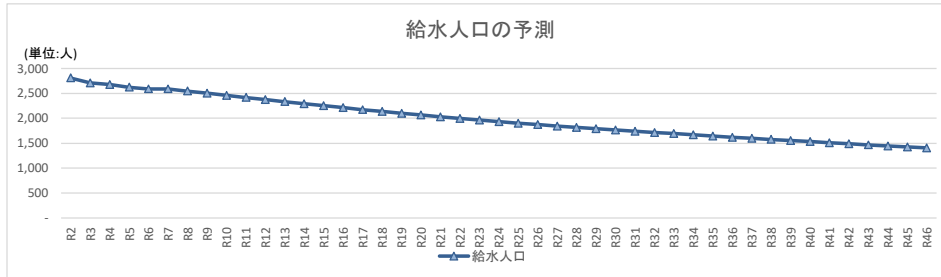
\*3 グラフは標準偏差を示しており、外側へ行くほど良好。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所による令和5年推計を基に、普及率を乗じる形で将来給水人口の推計を行った。なお、令和5年推計では、令和32年度までの人口が推計されているため、それ以降の年度は、当推計の最終5年間(令和27年から令和32年)の減少率を用いて推計した。

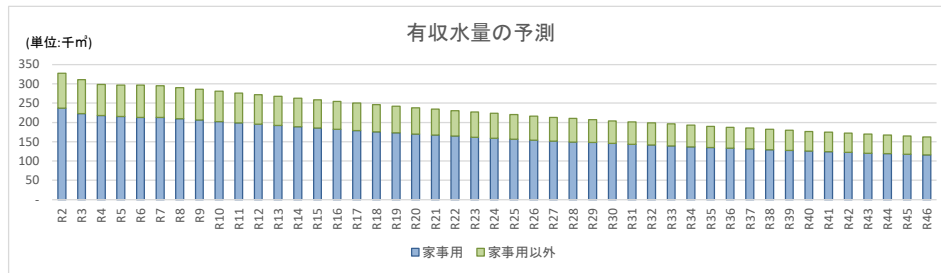
この結果、令和6年度の給水人口は2,591人だが、計画期間最終年度の令和17年度では▲417人(▲16%)減少の2,174人となる見込みである。また、40年後の令和46年度には▲1,187人(▲46%)減少し、1,404人となる試算となった。



### (2) 水需要の予測

用途別の過去5年間の実績推移を踏まえて算定した。具体的には、用途は、家事用と家事用以外(営業用、官公署団体用、臨時用)の2つに区分し実績を分析した結果、家事用はおおむね給水人口の推移と比例して減少しており、家事用以外は一定割合が減少していた。このため、家事用は、給水人口の見込みに合わせて減少させ、家事用以外は、過去5年間の平均減少率を用いて減少させた。

この結果、令和6年度の有収水量は296千 $\text{m}^3$ だが、計画期間最終年度の令和17年度では▲16%減少の250千 $\text{m}^3$ となる見込みである。また、40年後の令和46年度には▲45%減少し、162千 $\text{m}^3$ となる試算となった。



### (3) 料金収入の見直し

料金収入についても家事用と家事用以外に区分して推計を行った。また、現行料金単価のまま推計している。具体的には、以下のとおりである。

#### ① 家事用

基本料金収入+従量料金収入で算出。

基本料金: 使用戸数×基本料金単価で算出。

※使用戸数は、過去5年間の使用戸数の減少率を用いて算出した

従量料金: 有収水量×従量料金単価で算出

※従量料金単価は、過去5年間の平均従量料金単価を用いた

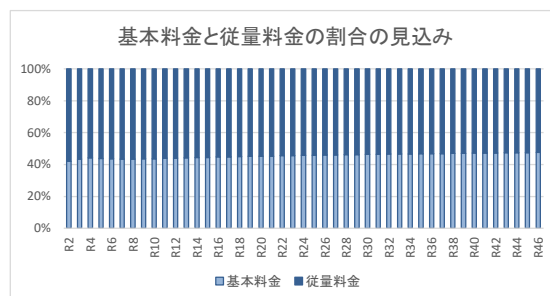
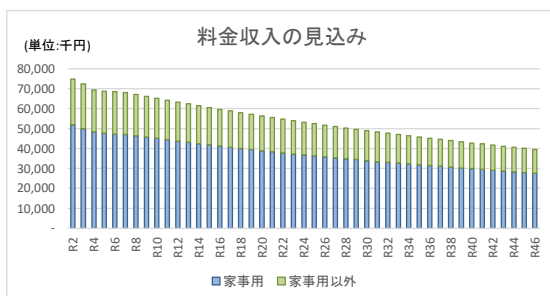
#### ② 家事用以外

過去5年間の給水収益の減少率を用いて算出。

この結果、令和6年度の料金収入は68,627千円だが、計画期間最終年度の令和17年度では▲14%減少の58,883千円となる見込みである。また、40年後の令和46年度には▲42%減少し、39,552千円となる試算となった。

また、家事用について基本料金と従量料金の割合を比較したところ、令和6年度は、基本料金割合が43.6%、従量料金割合が56.4%だが、40年後の令和46年度には、基本料金割合が47.6%、従量料金割合が52.4%と試算され、基本料金割合が増えていることがわかった。これは、基本料金収入の減少に比べ、人口に比例する従量料金収入の減少のほうが大きいことを示している。

物価は高騰する一方で、人口・水需要は減少していくため、経営環境は悪化していくことが見込まれる。そのため、経費削減の努力を継続するが、料金改定についても検討する必要があると考える。また、料金改定を検討する際には、基本料金収入が多いほうが人口減少の影響を受けにくくなるため、基本料金割合と従量料金割合についても検討する必要がある。



#### (4) 組織の見通し

現在、職員3名体制で行っているが、農業集落排水処理事業の業務も兼務しており、これ以上の削減は困難である。したがって、現在の人員を確保しつつ、人事異動があった際にも、適切な引継ぎができるような体制構築が必要である。

#### (5) 施設の見通し

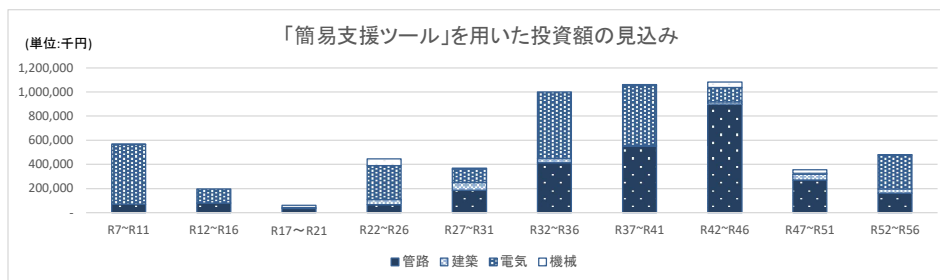
##### ① アセットマネジメント「簡易支援ツール」を用いた推計

将来における投資額の推移を大まかに見積もるために、固定資産台帳をもとに、国土交通省が提供するアセットマネジメント「簡易支援ツール」を用いて、将来の投資額の見積りを行った。具体的には、固定資産を、管路(法定耐用年数40年)、建築(法定耐用年数50年)、電気設備(法定耐用年数20年)、機械設備(法定耐用年数15年)に区分し、長寿命化を加味し、耐用年数の1.5倍の年数で更新投資をする前提で推計を行った。

この結果、以下のグラフのとおりとなった。

下記グラフでは、R7年度～R11年度に電気設備の投資額が増えているが、これは現在法定耐用年数を超えて使用している電気設備が多く存在するためである。ただし、支出を抑制するために、電気設備は計画的に修繕を行うことで、可能な限り長期間使用しているため、すぐに更新投資が必要になるような状況ではない。また、川本町では、1990年代や2010年代に大規模な管路敷設工事を行っているため、管路の法定耐用年数40年の1.5倍にあたる60年後の令和30年ごろから大規模な管路の更新投資が始まる見込みである。

なお、下記グラフは、今ある固定資産をすべてそのままの規模で、耐用年数の1.5倍で更新投資したとする機械的な推計である。川本町は施設利用率が低く、人口に対して施設能力が高くなっており、今後の人口減少を踏まえると、施設の更新時には、ダウンサイジングや施設統廃合も加味する必要がある。また、一時期に投資が固まらないように、健全度も加味しながら投資の平準化についても検討する必要がある。



##### ② 経営戦略にあたっての投資見込

上記の推計は、機械的に算定を行っているもののため、経営戦略の投資財政計画を策定するにあたっては、計画期間の10年間については、より実行可能な計画とするために、具体的な工事を想定して試算を行った。

投資については、今後10年間は、主に、谷地区治水事業、尾原瀬尻久料谷地区移設工事などの移転補償工事や、法隆寺裏バイパス工事による布設工事、中倉中継ポンプ場工事などの補助事業を実施する見込みである。

実施時期などは、5. 投資・財政計画参照。

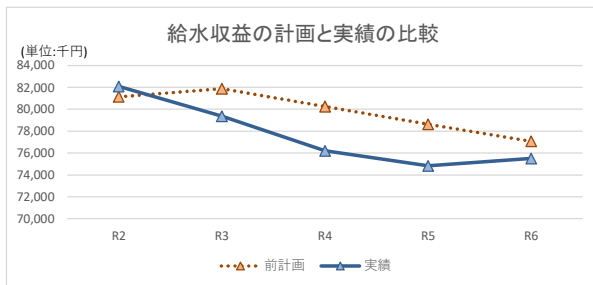
### 3. 経営の基本方針

川本町水道ビジョン(平成22年3月策定)に掲げている基本的な考え方である「安全で安定した水の供給」を実現していくため、水需要の動向を把握し、効率的な事業運営および健全な経営に努める。

#### 4. 前回計画と実績の比較

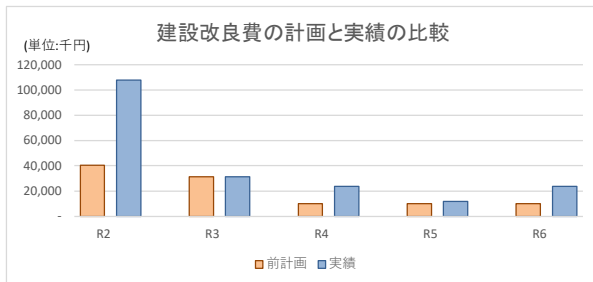
川本町簡易水道事業は、平成29年3月に経営戦略を策定し、令和3年3月に第1回目の更新を実施した。今回は2回目の更新となる。前回計画と実績の乖離状況を把握し、乖離した理由を調査することで、今回の経営戦略の投資財政計画への影響を検討する。

##### (1) 給水収益



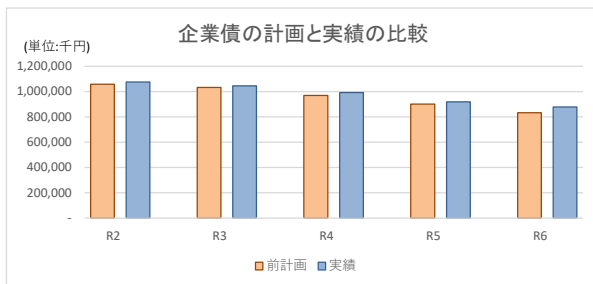
計画を下回る水準で推移した。なお、消費税込みの金額である。また、令和6年度に地方公営企業法を適用した結果、調定ベースで収益を認識するように変更となったため、令和6年度は令和5年度と比較して増加している。

##### (2) 建設改良費



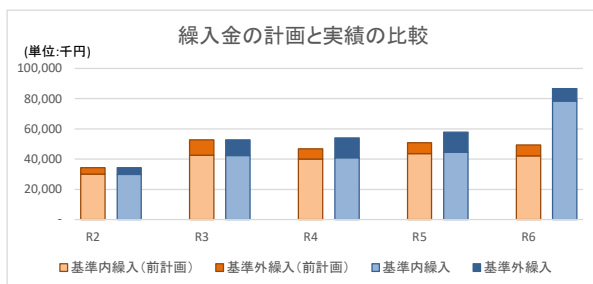
令和2年度は、豪雨による災害により、川本浄水場や因原浄水場の機械・電気設備等の災害復旧事業が行われたため、計画を上回った。令和4年度は、田原浄水場の取水施設改良工事、町道古布毛住宅団地1号線水道管布設替工事などを行ったため、計画を上回った。令和6年度は、町道古布毛住宅団地2号線水道管布設替工事、町道三原郷社線外指導官布設替工事などを行ったため、計画を上回った。

##### (3) 企業債



令和2年度に災害復旧の工事を実施した影響で、企業債の発行額が増加した。全体としては新規発行を償還額が上回っており、残高は減少傾向にある。

##### (4) 一般会計からの繰入金



令和6年度を除き、おおむね計画と整合している。地方公営企業法適用に伴い、令和5年度に基金をすべて取り崩したため、基金の繰入収入がなくなり、令和6年度からは一般会計からの繰入金が増加している。また、地方公営企業法適用に伴う、前年度消費税などの特別損失が発生したことも繰入金が増加要因となった。なお、令和6年度からは、高料金対策の繰入を基準内繰入としたため、基準内繰入が増加している。

##### (5) 総括

令和2年度から令和6年度について、前回計画と実績を比較した結果、おおむね計画通りとなったものの、以下の点においては、計画と実績で乖離が生じている。そのため、今回の経営戦略において、下記の変動も踏まえた前提条件を設定し、新たな投資財政計画を検討する。

- ・前回計画を下回る水準で人口が減少した。
- ・令和6年度から高料金対策の繰入を基準内繰入とした。

## 5. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>将来の事業環境に記載したとおり、投資については、今後10年間は、主に、谷地区治水事業、尾原瀬尻久料谷地区移設工事、国道261号配水管本設工事などの移転補償工事や、法隆寺裏バイパス工事による布設工事、中倉中継ポンプ場工事、上三島地区配水管布設替工事などの補助事業を実施する見込みである。</p> <p>特に令和8年度から仮設工事に着手する予定の谷地区の配水管移設工事(谷地区治水事業)については、期間、金額ともに最も大きくなる見込みである。当該工事は5年間で4.6億円の建設改良費を見込んでおり、計画期間10年間の建設改良費が総額9.4億円であることから、およそ5割は本工事に充てられる。ただし、近年の物価上昇により、現在見積もっている金額よりも多額になる可能性は高く、可能な限り国の補助事業や、県の財源などを活用しながら工事を行う予定である。</p>
-----	--

#### 【主な投資の実施時期】

工事名	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
谷地区治水事業(移転補償)	■									
尾原瀬尻久料谷地区移設工事(移転補償)	■									
国道261号配水管本設工事(移転補償、町単独)	R7~ ■									
法隆寺裏バイパス工事による布設工事(補助事業)			■							
中倉中継ポンプ場工事(補助事業)				■						
上三島地区配水管布設替工事(補助事業)								■		

### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>財源についての目標は、以下の経営指標にて設定する。</p> <p>なお、以下の目標は、料金改定をしなかった場合の成り行きでの数値であり、この水準とならないよう、経営改善を行う。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状(R6)</th> <th>R12</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金回収率</td> <td>79.4%</td> <td>56.4%</td> <td>53.2%</td> </tr> <tr> <td>企業債残高対給水収益比率</td> <td>1278.7%</td> <td>1352.8%</td> <td>1342.9%</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金対給水収益比率</td> <td>126.5%</td> <td>113.6%</td> <td>122.2%</td> </tr> <tr> <td>基準外繰入割合</td> <td>9.5%</td> <td>32.4%</td> <td>60.8%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状(R6)	R12	R17	料金回収率	79.4%	56.4%	53.2%	企業債残高対給水収益比率	1278.7%	1352.8%	1342.9%	一般会計繰入金対給水収益比率	126.5%	113.6%	122.2%	基準外繰入割合	9.5%	32.4%	60.8%
指標	現状(R6)	R12	R17																		
料金回収率	79.4%	56.4%	53.2%																		
企業債残高対給水収益比率	1278.7%	1352.8%	1342.9%																		
一般会計繰入金対給水収益比率	126.5%	113.6%	122.2%																		
基準外繰入割合	9.5%	32.4%	60.8%																		

#### 【給水収益】

「2. 将来の事業環境」で予測した料金収入を利用しており、現状の料金水準で算定している。  
現状の料金水準では料金回収率は令和12年度で56.4%、令和17年度で53.2%まで下がる予測であり、経営の健全性に欠ける結果となってしまう。

#### 【国庫補助金・工事負担金】

補助事業に該当すると見込まれる工事については、積極的に国庫補助金を活用する。また、移転補償工事については、工事負担金を活用する。

#### 【企業債】

国庫補助金、工事負担金が見込まれない部分については企業債を発行する。  
上述の投資計画に基づけば、企業債の残高は現状と比べて減少するが、それ以上に料金収入が減少するため、現状の料金水準では企業債残高対給水収益比率は悪化すると見込まれる。

#### 【繰入金】

基準内繰入を基本とするが、人口減少及び物価上昇による経営状況の悪化が見込まれることから、必要に応じて基準外の繰入を収受する。  
令和12年度ごろから、企業債償還金が大幅に減少するため、繰入金総額も減少すると見込まれる。特に、基準内繰入である高料金対策の繰入が令和14年度ごろから要件を満たさなくなる見込みであり、収益的収支の基準内繰入金が、令和13年度と比べて15,000千円程度減少すると予測される。このため、収益的収支が悪化することから、基準外繰入金により補填する投資財政計画となっている。  
この結果、令和6年度では9.5%だった基準外繰入割合が、令和12年度には32.4%、令和17年度には60.8%まで上昇することが想定される。しかし、一般会計においては、国民スポーツ大会に伴う町民球場の大規模改修や小中学校の建替え等大規模事業が控えており、一般会計に依存した経営から脱却を図る必要があり、また、公営企業会計における独立採算制の原則に照らしても、料金改定の検討が必要である。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>経費の特性に応じて、直近実績もしくは過去平均、関連項目等を加味して推計した。また、近年の物価上昇を反映するため、物価上昇率として日本銀行の物価安定の目標である2%を採用した。主な経費算定方法は以下のとおりである。</p>
<p><b>【職員給与費】</b> 直近実績から物価上昇による増加を反映</p>
<p><b>【動力費・材料費・薬品費】</b> 直近単価に物価上昇を反映しつつ、有収水量の減少も加味して推計</p>
<p><b>【修繕費】</b> 過去5年間の平均に物価上昇による増加を反映</p>
<p><b>【委託料・その他費用】</b> 直近実績から物価上昇による増加を反映</p>
<p><b>【資産減耗費】</b> 毎年度の建設改良費の5%で推計</p>
<p><b>【支払利息】</b> 金利上昇の局面にあるものの、予測が困難なため、直近の最も高い金利を用いて推計</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	県は令和5年3月に「県水道広域化推進プラン」を策定。同年4月に市町村の財政、水道担当者らと「県水道広域化推進協議会」を設け、協議を始め、広域化の可能性を検討中である。現在、県では個別の事業を残したまま、組織を一つにまとめる「経営のみの一体化」を目指している。 広域化には施設の共同化・統廃合などのハード面での広域化と、システムの共同化、薬品等の共同購入などのソフト面での連携があるが、島根県は、東西に広く、山間部も多いという特徴もあり、特に川本町においては近隣市町村との施設の統廃合は難しく、ハード面での広域化は困難である。 一方で、ソフト面での広域化として、水質検査業務の共同化、薬品・水道メーターの共同購入、各種システムの広域化・共同化、浄水場等の遠隔監視業務の共同化、災害時・緊急時の応援体制なども検討しており、実行可能なものから実施していく予定である。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	メーター検針の委託、運転維持管理の包括委託などは実施しているものの、現状において新たな民間の資金・ノウハウ等の活用は計画していない。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	適正なアセットマネジメントにより、計画的な資本投資を行う。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	未検討。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	未検討。
その他の取組	基幹管路の耐震化を計画。具体的には、施設の見通しに記載した、谷地区治水事業、尾原瀬尻久料谷地区移設工事などの各工事は、施設・管路の耐震化を伴った工事である。

② 財源についての検討状況等

料 金	投資財政計画を策定した結果、料金改定を検討する必要があると判断している。ただし、改定率・改定期間については、町民の皆様の声聞き、また、議会の承認が必要なため、慎重に検討を進める。 なお、料金改定に際しては、川本町簡易水道事業では基準外の繰入金があり、いくらを料金で回収し、いくらを基準外の繰入金で補填するかについて、受益者負担の原則も考慮しつつ、町の財政部局との協議する必要がある。
企 業 債	投資に対して、補助金や工事負担金でまかなえない部分については、企業債を発行する。また、令和8年度までは地方公営企業法適用債が発行できる。地方公営企業法適用債は、地方財政措置されるため、有利であることから、積極的な借入れを行う。
繰 入 金	一般会計からの繰入金については、総務省通知「地方公営企業繰入金について」に基づき、簡易水道事業が受ける繰入金を算出し、適切な繰入金管理を行う。また、不足額については、基準外の繰入金も活用するが、受益者負担の考え方にも配慮しながら、基準外繰入を抑制するように努める。 なお、投資財政計画を策定した結果、令和6年度では9.5%だった基準外繰入割合が、令和12年度には32.4%、令和17年度には60.8%まで上昇することが想定される。しかし、一般会計においては、国民スポーツ大会に伴う町民球場の大規模改修や小中学校の建替え等大規模事業が控えており、一般会計に依存した経営から脱却を図る必要がある。また、公営企業会計における独立採算制の原則に照らしても、料金改定の検討が必要である。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	該当事項なし
その他の取組	該当事項なし

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度状況を把握し、5年毎に検証、更新を行う。  なお、これまでの経営戦略の策定・更新状況は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月：経営戦略の策定</li> <li>令和3年3月：第1回更新</li> <li>令和8年3月：第2回更新(今回)</li> </ul>
---------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
区 分		( 決 算 )	[ 予 算 ]	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資本的収入	1. 企業債	34,400	25,300	103,700	59,000	49,500	46,000	149,000	42,000	36,000	15,000	15,000	15,000
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	58,536	66,135	48,466	57,617	55,214	47,791	23,181	21,437	21,484	20,486	20,235	20,247
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	24,500	28,000	35,000	14,000	14,000	35,000	35,000	35,000
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	512	18,400	55,600	32,000	16,000	16,000	111,000	16,000	0	0	0	0
	9. その他	440	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	93,888	110,055	207,766	148,617	145,214	137,791	318,181	93,437	71,484	70,486	70,235	70,247
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	93,888	110,055	207,766	148,617	145,214	137,791	318,181	93,437	71,484	70,486	70,235	70,247
資本的支出	1. 建設改良費	23,621	48,702	154,000	91,000	90,000	90,000	295,000	72,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	84,049	86,411	87,356	83,706	80,895	72,880	42,147	38,976	39,062	37,247	36,792	36,813
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	107,670	135,113	241,356	174,706	170,895	162,880	337,147	110,976	89,062	87,247	86,792	86,813	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	13,782	25,058	33,591	26,089	25,681	25,088	18,966	17,539	17,578	16,761	16,556	16,566	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	25,058	28,522	25,335	25,598	24,730	7,275	15,436	16,024	16,761	16,556	16,566
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	5,068	754	83	359	11,691	2,103	1,554	0	0	0
計 (F)	0	25,058	33,591	26,089	25,681	25,088	18,966	17,539	17,578	16,761	16,556	16,566	
補填財源不足額 (E)-(F)	13,782	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	877,531	816,420	832,764	808,058	776,663	749,784	856,637	859,661	856,598	834,351	812,559	790,746	
現金預金残高 (I)	31,865	33,700	38,768	39,522	39,605	39,964	67,595	78,060	87,067	94,760	102,338	109,278	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
区 分		( 決 算 )	[ 予 算 ]	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収益的収支分		28,256	28,457	30,501	31,955	34,354	36,307	48,728	44,557	46,383	48,594	50,321	51,701
	うち基準内繰入金	22,111	23,697	25,041	26,395	27,342	26,354	25,443	23,038	8,064	8,066	8,080	7,937
	うち基準外繰入金	6,145	4,760	5,460	5,560	7,012	9,953	23,285	21,519	38,319	40,528	42,240	43,764
資本的収支分		58,536	66,135	48,466	57,617	55,214	47,791	23,181	21,437	21,484	20,486	20,235	20,247
	うち基準内繰入金	56,465	58,681	48,046	46,038	44,492	40,084	23,181	21,437	21,484	20,486	20,235	20,247
	うち基準外繰入金	2,071	7,454	420	11,579	10,722	7,708	0	0	0	0	0	0
合 計	86,792	94,592	78,967	89,572	89,568	84,099	71,908	65,994	67,867	69,080	70,556	71,948	
基準外繰入割合	9.5%	12.9%	7.4%	19.1%	19.8%	21.0%	32.4%	32.6%	56.5%	58.7%	59.9%	60.8%	

## 原価計算表

供用開始年月日 昭 和 33 年 2 月 25 日  
給水人口 2,591人

計算期間 自 令 和 8 年 4 月  
至 令 和 12 年 3 月

(5年間)

### 収 入 の 部

項 目	金 額	
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額
料 金 (X)	千円 68,627	千円 65,231

### 支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額		
維持管理費	人 件 費	基 本 給 退 職 給 付 費	千円 8,422	千円 9,120
	そ の 他		6,390	6,919
	動 力 費		6,877	7,057
	修 繕 費		2,731	3,905
	材 料 費		662	679
	そ の 他		34,573	37,420
	小 計		59,655	65,100
	資本費	減 価 償 却 費		86,468
資 産 減 耗 費		0	7,200	
支 払 利 息		6,604	8,649	
小 計		93,072	102,465	
控除項目	他 会 計 補 助 金		22,111	26,115
	長 期 前 受 金 戻 入		66,346	65,806
小 計		88,457	91,921	
合 計 (Y)		64,270	75,644	

資 産 維 持 費 ( Z )	0	0
料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	64,270	75,644
$(X) \div ((Y) + (Z)) * 100 =$	107%	86%

#### <料金水準についての説明>

原価計算表は、料金算定期間(R8.4~R12.3)における料金水準が適切なものであるかを示すものである。維持管理費と資本費から、他会計補助金のうち基準内繰入及び長期前受金戻入を控除し、料金対象経費を算出した。料金収入を料金対象経費で除した値は、直近実績では107%だが、令和8年度から令和12年度の平均では、86%となり、100%に満たない見込みである。投資財政計画上は、この不足分は基準外の繰入金で補填している。しかし、一般会計に依存した経営から脱却を図る必要があり、また、公営企業会計における独立採算の原則に照らしても、料金改定の検討が必要である。

なお、令和6年度の料金回収率は、79.45%であるが、料金回収率は、基準内繰入金を加味していないため、上記の割合よりも低くなっている。

また、資産維持費は、将来の更新投資が取得時よりも施行環境の悪化、高機能化(耐震化)等により増大することが見込まれるため、その増加分を料金で回収するために追加的に算定する費用だが、料金で料金対象経費を回収できていない状況であるため、資産維持費を設定していない。しかし、将来の料金改定の検討時には、資産維持費についても検討する必要がある。